

広島市告示（安佐北区）第66号

令和7年9月18日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和7年9月18日から令和7年10月2日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 区 間	供用開始の期日
市道	安佐北2区 84号線	安佐北区口田南七丁目1944番地6 地先から 安佐北区口田南七丁目1944番地16 地先まで	令和7年9月18日